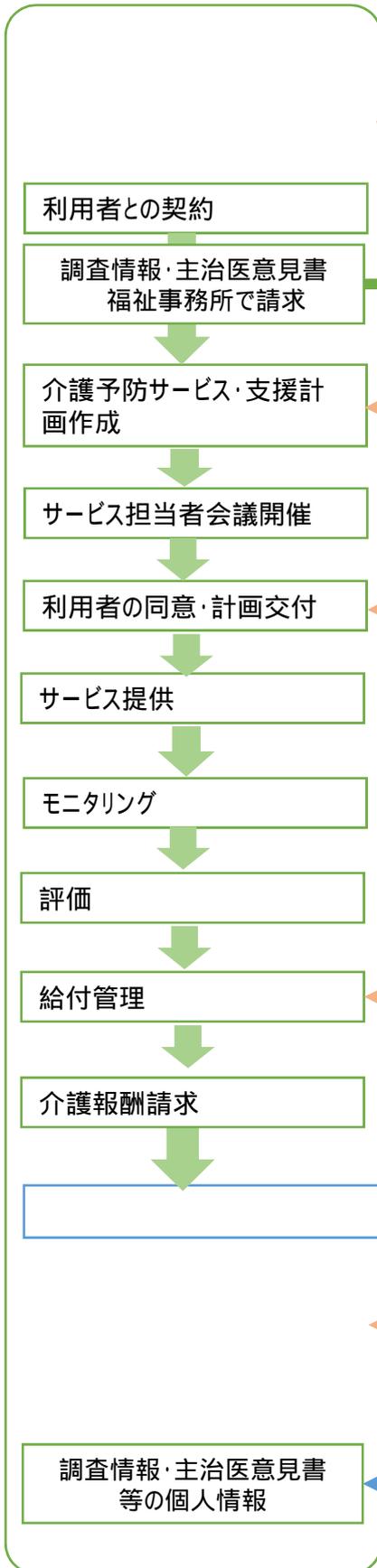


練馬区指定介護予防支援（予防給付）

別添

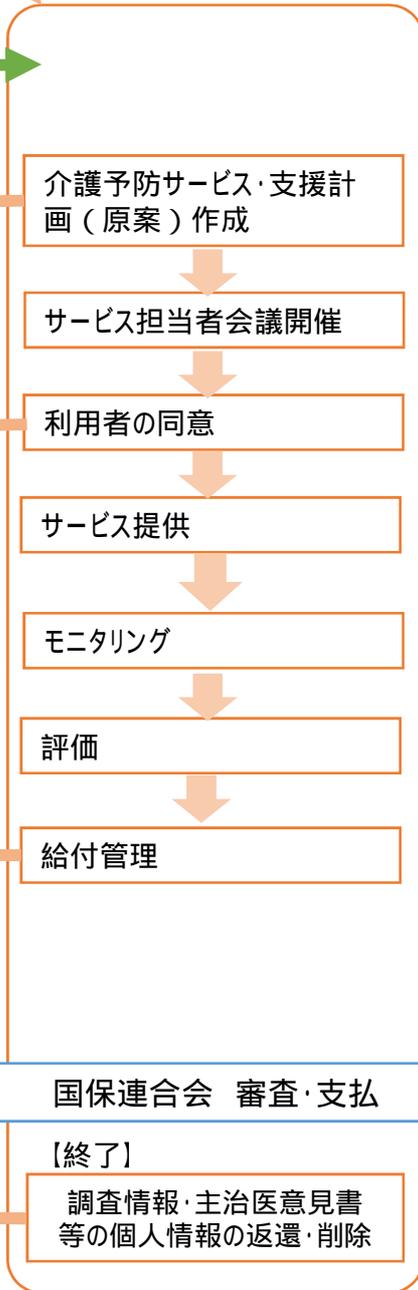
地域包括支援センター



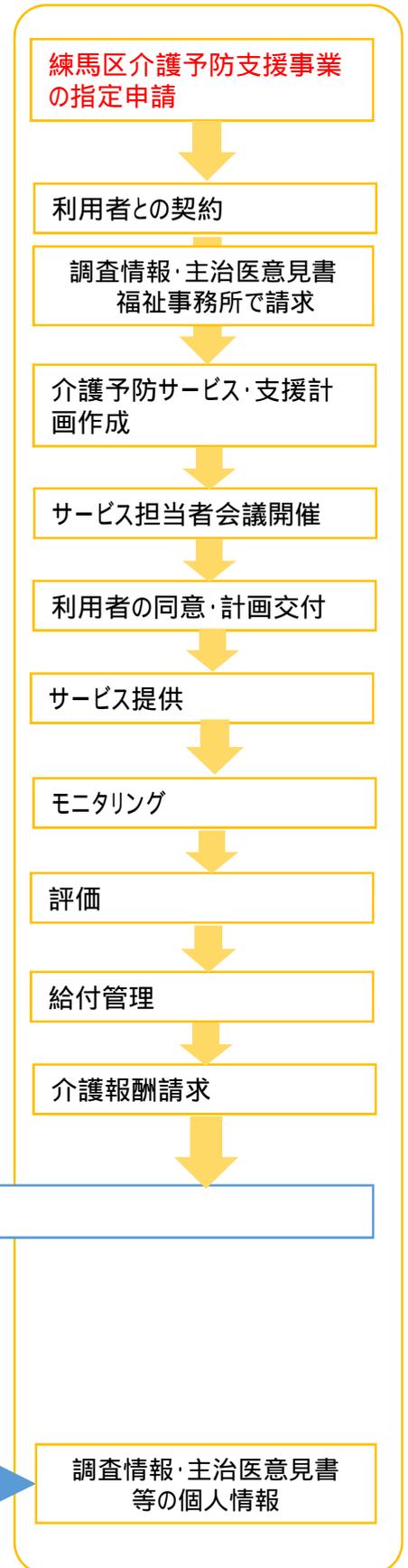
委託
契約

委託

委託 指定居宅支援事業所



指定居宅支援事業所



国保連合会 審査・支払

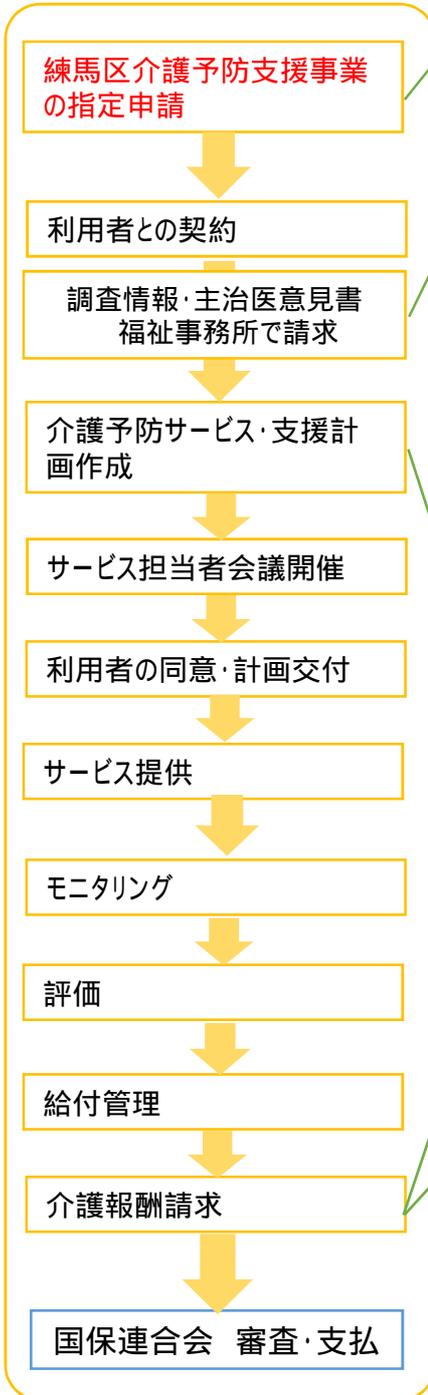
総合事業と予防給付間の異動

本人同意で提供可

練馬区指定介護予防支援（**予防給付**）

練馬区の担当および留意事項

指定居宅支援事業所



担当：介護保険課事業者指定係
「介護保険法第115条の22第1項の規定」に基づき申請

担当：各総合福祉事務所高齢者支援係（**請求の受付窓口**）
介護保険課介護認定第一係（**調査情報および主治医意見書の内容に係ること**）
予防給付については地域包括支援センターが行っていた経緯を踏まえ、指定介護予防支援事業者は、予防給付対象者の調査情報および主治医意見書について資料提供を求めることができる。
【要件】
・指定介護予防支援事業者（事業者番号確認）である。
・予防給付対象者の情報である。
・事業者と本人との契約がすでに締結されている。
・請求者が当該事業者に所属している。
新規に「介護予防サービス計画作成依頼届出書」の提出を行う場合は、介護保険課介護システム係の確認が必要。

介護予防サービス・支援計画書の様式については、練馬区様式、東京都様式、国様式いずれの様式例も使用できます。
練馬区様式を使用する場合、給付の管理に当たっては、各事業者の使用するシステムが東京都または国様式のため、入力し直すことが想定されますので、ご注意ください。

【介護報酬】
担当：介護保険課介護システム係
請求に関する問い合わせ等。

【給付】
担当：介護保険課給付係
給付に関する問い合わせ等。